

## 規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	温泉汲み上げ施設における防火安全確保対策	
担当部署	総務省消防庁予防課	電話番号: 03-5253-7523 e-mail: t2.miyaji@soumu.go.jp
評価実施時期	平成19年12月20日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】温泉汲み上げ施設に対して、ガス漏れ火災警報設備の設置を義務付けるにより、温泉採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる爆発火災の発生を未然に防ぎ、又は被害の拡大を最小限に抑えること。</p> <p>【内容】現行、方々法施行令第21条の2第1項において、延べ面積が1,000㎡以上の地下街や床面積の合計が1,000㎡以上の地階等にのみガス漏れ火災警報設備の設置が義務付けられているところ、原則としてすべての温泉汲み上げ施設について設置を義務付ける。併せて、消防法施行規則及びガス漏れ検知器等に係る消防庁長官告示を改正することにより、上記施設に設置するガス漏れ火災警報設備に係る技術上の基準を改める。</p> <p>【必要性】温泉採取に伴う可燃性天然ガスの発生仕組みは、地中で加圧されることにより温泉に溶存しているガスが、温泉とともに汲み上げられ大気圧下に置かれると、空気中に自然放出されることによるものである。したがって、可燃性天然ガスを含む温泉を採取するには、当該ガスの自然発生を必然的に伴うものであるが、その火災危険性は温泉施設の関係者等に必ずしも認識されておらず、十分な安全対策が講じられているとは言い難い状況にある。したがって、温泉汲み上げ施設については、ガス漏れ火災警報設備の設置の義務付けに係る消防法施行令の改正を行い、原則としてガス漏れ火災警報設備の設置を義務付けることが必要となる。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	消防法施行令、消防法施行規則及びガス漏れ検知器並びに液化石油ガスを検知対象とするガス漏れ火災警報設備に使用中継器及び受信機の基準
想定される代替案	特になし	
規制の費用	費用の要素	
(遵守費用)	ア 設置費用(機器代、消防設備土工事請負代金、届出書類作成費等):約7,200~9,450万円(既存のものに設置する場合) イ 維持費用(点検費用):約375万円/年	
(行政費用)	特になし	
(その他の社会的費用)	特になし	
規制の便益	便益の要素	
	【遵守便益】ガス漏れを早期に覚知することによって、爆発火災を未然に防ぎ、生命、身体及び財産を保護することができる。	
	【行政便益】ガス漏れを早期に覚知することによって、爆発火災を未然に防ぐことが可能となることから、温泉汲み上げ施設においてガス漏れ火災警報設備を設置しない場合と比較して、爆発火災発生時の消防機関の活動が不要となる。	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>規制の費用については、上記で設定した試算条件の下で、全国ベースで、ガス漏れ火災警報設備の設置に係る費用が約7,200~9,450万円、その維持に係る費用が約375万円/年となる。</p> <p>一方、今回の「シエスパ」における爆発火災を含め、過去10年間の温泉施設における可燃性天然ガスに起因する火災事例を分析すると、12件の爆発火災が発生しており、少なくとも3名以上の死者及び14名以上の負傷者並びに相当程度の物的損害が生じている。今回、ガス漏れ火災警報設備を設置することにより、これらの爆発火災の発生を未然に防ぐことができるとすると、規制の便益として、何ものにも代え難い利用者の生命及び身体が保護されるとともに財産に対する被害が軽減され、かつ、火災発生時の消防機関の活動の負担が軽減されるということがあげられる。</p> <p>また、単純に数値化することが困難な便益として、必要最小限の消防用設備等の設置がなされていることにより、利用者に当該防火対象物が安心・安全であると認識されることから生じる経済的利益等があげられる。</p> <p>さらに、温泉汲み上げ施設の危険性を踏まえると、ガス漏れ火災警報設備の設置は、人命確保のために必要不可欠であると考えられ、また、国民の生命、身体及び財産を保護すること等をもって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することが消防法の目的であること(消防法第1条)に鑑みれば、当該目的の達成のために防火対象物の関係者が消防用設備等を設置することは、社会上の責務と捉えられる。</p> <p>以上のことを総合的に勘案すると、便益は費用に見合ったものであり、かつ、防火対象物の関係者がその費用を負担することについては、十分な合理性があると考えられるため、今回のガス漏れ火災警報設備の設置の義務付けに係る規制の改正は適切なものであると考えられる。</p>	
有識者の見解その他関連事項	予防行政のあり方に関する検討会中間報告	

レビューを行う時期又は条件	予めレビューを行う時期は設定しないが、今後の取組状況や社会情勢を踏まえつつ、予防行政のあり方に関する検討会等での検討も参考にした上で、必要と認める場合にはレビューを行うものとする。
備考	